KPMG

ESRセミナー開く

暫定決定文書の概要解説

KPMGは9月7日、保険規制をテーマにオンラインセミナー「KPMG保険セミナー　保険規制の動向―暫定決定文書を踏まえた経済価値規制のアップデート」を開催した。保険会社を対象にしたもので、6月30日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」（「暫定決定文書」）を踏まえて、暫定決定文書で示された経済価値ベースのソルベンシー規制の方向性や、外部専門家による検証（外部検証）の制度化に向けた保険会社の対応、ガバナンス態勢の高度化の必要性等について解説した。当日は、共済を含め、生損保事業者約180人が視聴した。

セミナーは3部構成で行われ、第1部ではKPMG・あずさ監査法人マネージング・ディレクターの髙橋隆司氏が暫定決定文書の概要を解説した。暫定決定文書では、2025年に経済価値ベースのソルベンシー規制を導入することを前提に、保険会社の態勢整備を促進する観点から、その基本的な内容に関する暫定的な結論および基本的な方向性が示されている。

同氏は、暫定決定文書の公表は20年に有識者会議で示されたタイムラインに沿ったものであり、経済価値ベースのソルベンシー規制が25年の導入に向けてタイムライン通りに進捗していることの表れだと説明した。

金融庁は今回の暫定決定について、新規制導入の一定手前の時点でその基本的な内容を暫定的に決定することにより、システム投資等を含む保険会社の態勢整備を促進することを目的に掲げている。その観点から、暫定決定文書では、第1の柱の標準モデルの考え方とESRに関する検証の枠組みが暫定決定の中心的な内容となっている。また、監督措置のあり方、第2の柱および第3の柱に関連する論点については、新制度への円滑な移行に向けて今後検討を本格化させる必要があり、現時点で想定される主要な論点および検討の方向性が示されている。

求められるガバナンス態勢の整備

同氏はまず、第1の柱の中の内部モデルについて触れ、特に損保会社の関心が高い巨大災害リスクについて、火災保険に係る日本の地震および風水災リスクに関しては、機構モデルの使用を標準的手法として位置付けるという暫定的な結論が示されていることを紹介した。また、自然災害モデルの審査基準についても、基本的な要素や考え方、主な着眼点が示されたとも述べ、審査基準の基本的な要素はおおむねソルベンシーⅡの内部モデル承認基準と対応していると説明した。

その上で、第1の柱の全体像についても説明し、新規制の標準モデルは、ICSに対して国内独自の修正を行ったものとすることや、中間期末の取り扱いは、ESRは年度末（3月末）および中間期末（9月末）に報告を求めるものとし、初回報告時期は26年3月末基準からであること等を紹介した。

同氏は、標準モデル、内部検証態勢の全体像、保険数理機能の役割、外部検証のあり方、ESRに基づく監督措置といった第1の柱の論点に加えて、第2、第3の柱についてもポイントを紹介した。

第2部では「保険会社の外部検証への対応」と題してKPMG・あずさ監査法人パートナーの三輪登信氏が講演した。

同氏はまず、ESRを規制として導入するにあたり、暫定決定文書では内部検証および外部検証によるESRの適切性確保の重要性に触れられていることを述べ、これらの検証の前提として、経理部や主計部といった第一線でのESRの計測について、計算の正確性や判断、見積もりの妥当性の確保が必要になると指摘した。その上で、現在フィールドテストとして実施している計算について、仕様書への準拠性、計算モデルの妥当性および前提条件（アサンプション）の妥当性等について精査することが、ESRの正確性・妥当性の向上の第一歩になるとした。

計算モデルの妥当性を確認する上では、計算モデルがブラックボックス化していないか、将来キャッシュフローの計算モデルが想定した仕様どおりに適切に計算されているかを確認する必要があると説明。生命保険会社等ではモデルが非常に多く、文書化やサンプルチェック等全てに対応するのは難しいケースもあると思うが、そういった場合はリスクアプローチとして、重要性や複雑性を考慮してどのモデルを対象としていくかを判断することが考えられる、とした。

また、前提条件の妥当性の確認では、現在推計の計算に用いる前提条件の設定に用いるデータ、設定根拠、エキスパート・ジャッジメント等について確認の上、判断について文書化することや、前提条件の検証・承認プロセスの整備・見直しが有効とした。

ESR計測プロセスの高度化・効率化・早期化に当たっては、まず現在のフィールドテストをベースに計測プロセス業務フローや、業務フローの各タスクのリソースや作業期間を可視化することがポイントになると説明。これらをベースに、規制導入後の計測プロセスを組み立て、業務フローの見直しの要否、リソースの追加の要否などを検討し、高度化・効率化・早期化に向けた対応策を検討するといった段階を踏むことを提案した。

この他、モデルガバナンス態勢の高度化、ガバナンス態勢・グループ管理の高度化、第2の柱の高度化、第3の柱の高度化についても解説し、「規制導入から逆算すると、準備期間は約2年間となる。この2年間を有効活用するためには、ESR規制への対応ロードマップを早期に作成することが望ましい」と締めくくった。

度化が基本的な方向性として位置付けられていると説明し、外部検証には内部統制の限界を補完する役割が期待されているとの考えを示した。

さらに、外部検証の概要について対象と深度、外部検証のイメージなどを紹介し、外部検証を受けるにあたって求められる対応は、基本的には内部検証機能として必要となるガバナンス態勢と同様であり、暫定決定文書で示されているガバナンス態勢を着実に整備することが外部検証への準備につながる、とした。

第3部では、「保険会社が対峙すべき課題とその対応」をテーマにKPMG・あずさ監査法人ディレクターの島本大輔氏が講演した。